

平成24年10月12日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

条例

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（47・人事課）	11
○知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（48・人事課）	11
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（49・人事課）	11
○秋田県防災会議条例の一部を改正する条例（50・総合防災課）	12
○秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例（51・観光戦略課）	13
○秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（52・福祉政策課）	13
○秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（53・長寿社会課）	15
○秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（54・長寿社会課）	18
○秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（55・長寿社会課）	21
○秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（56・長寿社会課）	26
○秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（57・長寿社会課）	55
○秋田県指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定める条例（58・長寿社会課）	84
○秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（59・長寿社会課）	84
○秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（60・長寿社会課）	88
○秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（61・長寿社会課）	93
○秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（62・長寿社会課）	97
○秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例（63・障害福祉課）	97
○秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（64・障害福祉課）	97
○秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（65・障害福祉課）	105
○秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（66・障害福祉課）	109
○秋田県指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例（67・障害福祉課）	126
○秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（68・障害福祉課）	127
○秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（69・障害福祉課）	130
○秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（70・障害福祉課）	138
○秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（71・障害福祉課）	139
○秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（72・障害福祉課）	141
○秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（73・子育て支援課）	144
○秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（74・子育て支援課）	153
○医療法施行条例（75・医務薬事課）	154
○秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（76・生活衛生課）	155
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（77・生活衛生課）	156
○秋田県指定獣法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（78・自然保護課）	156
○秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例（79・雇用労働政策課）	156
○秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例（80・都市計画課）	157
○下水道法施行条例（81・下水道課）	158
○秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例（82・道路課）	159
○秋田県営住宅条例の一部を改正する条例（83・建築住宅課）	172
○秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例（84・建築住宅課）	173
○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（85・教職員給与課）	174
○教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（86・教職員給与課）	175
○秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例（87・交通規制課）	175

○秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例(88・議員提出) 175

この号で公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第47号)

1 平成24年11月1日から平成26年10月31までの間、職員(任期を定めて採用された職員を除く。)の給料月額を次のとおり減額することとした。(附則第6項関係)

職員の区分	減額する割合
① 本庁の部長及び次長の職並びにこれらの職に相当する職を占める職員	7/100
② 本庁の課長の職及びこれに相当する職を占める職員	5/100
③ 期末手当及び勤勉手当の額の算定に当たって役職段階に応じた加算のある職員(①及び②に掲げる職員を除く。)	3/100
④ その他の職員	1.5/100

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (3) 職員の退職手当に関する条例(昭和28年秋田県条例第80号)及び職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和63年秋田県条例第3号)について所要の規定の整備を行うこととした。

◇◇

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第48号)

1 知事等の給料月額を減額する特例措置について、その減額する割合を知事にあっては100分の25(現行100分の20)、副知事及び常勤の監査委員にあっては100分の20(現行100分の15)に引き上げることとした。(附則第4項関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成24年11月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第49号)

1 東日本大震災に対処するための作業に従事した場合に支給する災害応急作業等手当の対象作業及び支給額を次のとおりとすることとした。(附則第3項~第7項関係)

作業区域	作業区分	手当の額(日額)	
		改正前	改正後
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内	原子炉建屋(人事委員会が認めるものに限る。)内	-	40,000円
	上記及び下記以外のもの	20,000円	13,300円
	人事委員会が認める施設内	5,000円	3,300円
帰還困難区域	屋外	-	6,600円※
	屋内	-	1,330円
居住制限区域	屋外	-	3,300円※

	屋内	-	660円
警戒区域	屋外(人事委員会が認める作業)	20,000円※	6,600円※
	屋外(上記の作業以外)	10,000円※	
	屋内	2,000円	1,330円
計画的避難区域	屋外	5,000円※	5,000円※
	屋内	1,000円	1,000円

※ 1日の作業時間が4時間に満たない場合は、60/100を乗じて得た額

2 引用している原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の条項を改めることとした。(附則第3項関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県防災会議条例の一部を改正する条例(秋田県条例第50号)

1 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される秋田県防災会議の委員の定数を4人以内とするとともに、その任期を2年とすることとした。(第2条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例(秋田県条例第51号)

1 秋田県営仁賀保高原サイクリングロードに係る規定を削ることとした。(第2条及び第3条関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年1月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(秋田県条例第52号)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号。以下「第二次一括法」という。)による生活保護法(昭和25年法律第144号)の一部改正に伴い、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(秋田県条例第53号)

1 第二次一括法による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(秋田県条例第54号)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号。以下「第一次一括法」という。)による老人福祉法(昭和38年法律第133号)の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第55号）

- 1 第一次一括法による老人福祉法の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第56号）

- 1 第一次一括法による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（秋田県条例第57号）

- 1 第一次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定める条例（秋田県条例第58号）

- 1 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日
- この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第59号）

- 1 第一次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第60号）

- 1 第一次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第61号）

- 1 第一次一括法による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇◇

◇秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第62号）

- 1 調整交付金の総額に係る割合を次のとおり改定することとした。（第4条関係）

区分	改正前	改正後
普通調整交付金	7分の6	9分の6
特別調整交付金	7分の1	9分の3

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例（秋田県条例第63号）

- 1 第二次一括法による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第64号）

- 1 第一次一括法による児童福祉法の一部改正に伴い、指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第65号）

- 1 第一次一括法による児童福祉法の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第66号）

- 1 第一次一括法による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例（秋田県条例第67号）

- 1 第二次一括法による障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第68号）

- 1 第一次一括法による障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第69号）

- 1 第一次一括法による障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇

◇秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第70号）

- 1 第一次一括法による障害者自立支援法の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇

◇秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第71号）

- 1 第一次一括法による障害者自立支援法の一部改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇

◇秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第72号）

- 1 第一次一括法による障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇

◇秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第73号）

- 1 第一次一括法による児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設（保育所を除く。）の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇

◇秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第74号）

- 1 第二次一括法による社会福祉法の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇

◇医療法施行条例（秋田県条例第75号）

- 1 第二次一括法による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正に伴い病院又は診療所の既存病床数及び申請病床数の算定に係る補正等について定めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) 秋田県病院開設許可等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第44号）は、廃止することとした。

◇

◇秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（秋田県条例第76号）

- 1 第二次一括法による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めることとした。
- 2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇**食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第77号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第407号）による食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正に伴い、県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めることとした。
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇**秋田県指定獣法禁止区域等の標識の寸法を定める条例**（秋田県条例第78号）

- 1 第二次一括法による鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の一部改正に伴い、指定獣法禁止区域等の標識の寸法を定めることとした。
- 2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇**秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例**（秋田県条例第79号）

- 1 第一次一括法及び第二次一括法による職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部改正に伴い、県が設置する職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等について定めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) 秋田県立職業能力開発校条例（昭和51年秋田県条例第16号）について所要の規定の整備を行うこととした。

◇**秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例**（秋田県条例第80号）

- 1 第二次一括法による都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正に伴い都市公園の設置に関する基準等を定めることとした。
- 2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇**下水道法施行条例**（秋田県条例第81号）

- 1 第二次一括法による下水道法（昭和33年法律第79号）の一部改正に伴い、公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理について定めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) 秋田県十和田湖公共下水道条例（平成3年秋田県条例第14号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇**秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例**（秋田県条例第82号）

- 1 第一次一括法による道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正に伴い県道の構造の技術的基準等を定めることとした。
- 2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇**秋田県営住宅条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第83号）

- 1 第一次一括法による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正に伴い普通県営住宅又は改良住宅に入居するための条件等を定めることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例(秋田県条例第84号)

- 1 第一次一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定めることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第85号)

- 1 平成24年11月1日から平成26年10月31までの間、職員(任期を定めて採用された職員を除く。)の給料月額を次のとおり減額することとした。(附則第6項関係)

職員の区分	減額する割合
期末手当及び勤勉手当の額の算定に当たって役職段階に応じた加算のある職員	3／100
その他の職員	1.5／100

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年秋田県条例第66号)について所要の規定の整備を行うこととした。

◇◇

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第86号)

- 1 教育長の給料月額を減額する特例措置について、その減額する割合を100分の20(現行100分の15)に引き上げることとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、平成24年11月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例(秋田県条例第87号)

- 1 第二次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の一部改正に伴い、同法第36条第2項に規定する交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例(秋田県条例第88号)

- 1 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)の趣旨を踏まえ、歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、教育関係者、保健等関係者、事業者及び医療保険者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とした。(第1条関係)
- 2 この条例において用いる「歯と口腔の健康づくり」等の用語の意義を定めることとした。(第2条関係)
- 3 歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定めることとした。(第3条関係)
- 4 歯と口腔の健康づくりの推進について、県の責務並びに県民、教育関係者、保健等関係者、事業者及び医療保険者の役割を定めることとした。(第4条～第8条関係)
- 5 県は、市町村による歯と口腔の健康づくりの推進について、必要な協力及び支援を行うこととした。(第9条関係)
- 6 県は、歯と口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供に関することその他の基本的施策を実施することとした。(第10条関係)
- 7 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する基本計画を定め、これを公表するとともに、毎年度、施策の実施の状況を議会に報告することとした。(第11条関係)
- 8 知事は、おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患の実態を明らかにするための調査を行うこととした。(第12条関係)
- 9 県は、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条第1項に規定する口腔保健支援センターを設けることとした。(第13条関係)

- 10 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。 (第14条関係)
- 11 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
-

※ 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 二 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 三 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県防災会議条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県宮城レクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 七 秋田県費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 八 秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 九 秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十一 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 十二 秋田県指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定める条例
- 十三 秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十四 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 十五 秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十六 秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
- 十七 秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例
- 十八 秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十九 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十一 秋田県指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例
- 二十二 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十三 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十四 秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十五 秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十六 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十七 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十八 秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十九 医療法施行条例
- 三十 秋田県専用管道の水道技術管理者の資格を定める条例
- 三十一 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 三十二 秋田県指定医療機器区域等の標識の寸法を定める条例
- 三十三 秋田県職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める条例
- 三十四 秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例
- 三十五 下水道法施行条例
- 三十六 秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例
- 三十七 秋田県宮住宅条例の一部を改正する条例
- 三十八 秋田県普通県宮住宅及び共同施設の整備基準を定める条例
- 三十九 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 四十 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 四十一 秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例
- 四十二 秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例

平成二十四年十月十二日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第四十七号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 職員(任期を定めて採用された職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日までの間に限り、第四条から第五条の二まで並びに附則第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額、第八条第二項に規定する給料の調整額並びに第十九条の二及び附則第四項に規定する勤務一時間当たりの給与額(第十四条、勤務時間条例第十五条第三項、職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第二十六条第一項、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年秋田県条例第六号)第三条及び職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十九年秋田県条例第六十七号)第三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 第二十二条第五項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員 百分の七

二 第五条第六項の規定により同条第五項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合に決定される昇給の号給数の標準が二号給とされる職員及び同条第七項に規定する職員で同項の規定の適用がないとしたならば当該昇給の号給数の標準が二号給とされるもの(前号に掲げる職員を除く。) 百分の五

三 第二十二条第五項の規定の適用を受ける職員(前二号に掲げる職員を除く。) 百分の二

四 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の一・五

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける職員に係るこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第六項の規定の適用については、同項中「第三項の」とあるのは、「第三項並びに一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二項を次のように改める。

33 退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職の職員の給与に関する条例附則第六項の規定の適用がないものとした場合の額とする。
附則第三十四項を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十二年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(給与条例附則第六項の不適用)

8 病害虫防除手当及び職業訓練手当の額の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第六項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

秋田県条例第四十八号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例(昭和二十一年秋田県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「知事、副知事及び常勤の監査委員」を「知事等」に、「平成十九年七月一日」を「平成二十四年十一月一日」に、「百分の一十」を「百分の一十五」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

附則第五項中「知事、副知事及び常勤の監査委員」を「知事等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定(「知事、副知事及び常勤の監査委員」を「知事等」に改める部分に限る。)及び附則第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「次項において」を「以下」に改める。

附則第三項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第一項」に、「次号において」を「以下」に、「同法第二十八条第一項の規定により読み替えて

適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)第六十二条第一項の規定に基づく警戒区域を「帰還困難区域」に改め、同項第三号中「居住者等が計画的な立退きを行う」を「居住制限区域に設定する」に、「作業」を「作業(第一号に掲げるものを除く。)」に改める。

附則第六項中「第四項第三号又は第五号」を「附則第五項第四号、第六号、第八号又は第十号」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とする。

附則第四項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第六号中「前項第三号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号中「前項第二号」を「附則第三項第一号」に、「一千円」を「千三百三十円」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 附則第三項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 三千三百円

七 附則第三項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 六百六十円

八 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

九 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円

附則第四項第三号中「前項第一号」を「附則第三項第一号」に、「一万元(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)」を「六千六百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前項第一号」を「附則第三項第一号」に、「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「前項第一号」を「附則第三項第一号」に、「次号」を「前号及び次号」に、「一万元」を「一万三千三百円」に改め、同号を同項第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 附則第三項第一号に掲げる作業のうち原子炉建屋(人事委員会が認めるものに限る。)内において行うもの 四万元

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 第十九条第一項及び前項に定めるもののほか、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害応急作業等手当を支給する。

一 本部長指示により原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)第六十二条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業(前項第一号に掲げるものを除く。)

二 本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、職員が次の各号に掲げる期間において当該各号に定める作業を行った場合についても適用する。

一 平成二十四年四月一日からこの条例の施行の日の前日まで 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により居住制限区域に設定することとされた区域において行つた作業であつて、改正後の条例の規定を適用したとしたらば改正後の条例附則第五項第六号に掲げる作業に該当することとなるもの(同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとしたらば同項第一号から第四号まで、第八号又は第十号に掲げる作業に該当することとなるものを除く。)及び改正後の条例の規定を適用したとしたらば同項第七号に掲げる作業に該当することとなるもの(同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとしたらば同項各号(第七号を除く。)に掲げる作業に該当することとなるものを除く。)

二 平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日の前日まで 本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行つた作業であつて、改正後の条例の規定を適用したとしたらば改正後の条例附則第五項第四号に掲げる作業に該当することとなるもの(同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとしたらば同項第一号、第二号又は第八号に掲げる作業に該当することとなるものを除く。)及び改正後の条例の規定を適用したとしたらば同項第五号に掲げる作業に該当することとなるもの(同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとしたらば同項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までに掲げる作業に該当することとなるものを除く。)

3 前項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

秋田県条例第五十号

秋田県防災会議条例の一部を改正する条例

秋田県防災会議条例(昭和三十七年秋田県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

四 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 四人以内

第二条第一項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に任命されるこの条例による改正後の秋田県防災会議条例第一条第一項第四号の委員の任期は、同条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

秋田県条例第五十一号

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

秋田県営観光レクリエーション施設条例(平成四年秋田県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営仁賀保高原サイクリングロードの項を削る。

第三条第一項中「(秋田県営仁賀保高原サイクリングロードを除く。次項、次条、第五条、第七条、第十一条、第十二条及び第十四条において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

秋田県条例第五十二号

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則(第一条~第九条)
- 第二章 救護施設(第十条~第十二条)
- 第三章 更生施設(第十三条~第十五条)
- 第四章 授産施設(第十六条~第十八条)
- 第五章 宿所提供的施設(第十九条~第二十一条)
- 第六章 雜則(第二十二条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十九条第一項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設(以下「救護施設等」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 救護施設等は、入所者及び利用者(以下「入所者等」という。)に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な待遇を行うように努めなければならない。

(配置、構造及び設備の一般原則)

第三条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の人所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第四条 救護施設等の設備は、専ら当該救護施設等の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の待遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第五条 救護施設等の長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第六条 救護施設等の職員は、専ら当該救護施設等の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の待遇に支障がない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第七条 救護施設等は、消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立てておかなければならぬ。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第八条 救護施設等は、設備、職員、会計及び入所者等の待遇の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第九条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、当該救護施設等の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

第二章 救護施設

(規模)

第十条 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、被保護者の数の当該救護施設における入所者の総数のうちに占める割合を八十ペーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第十一条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の二に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての救護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 救護施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないこができる。

一 居室

二 静養室

三 食堂

四 集会室

五 浴室

六 医務室

七 調理室

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 前二項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第十二条 救護施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第七号の調理員を置かないことができる。

一 救護施設の長

二 医師

三 生活指導員

四 介護職員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 調理員

第三章 更生施設

(規模)

第十三条 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数の当該更生施設における入所者の総数のうちに占める割合を八十ペーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第十四条 更生施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないこができる。

一 居室

二 静養室

三 食堂

四 集会室

五 浴室

六 医務室

七 作業室又は作業場

八 調理室

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

2 第十一条第一項及び第二項の規定は、更生施設の設備の基準について準用する。

(職員の配置の基準)

第十五条 更生施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設については、第七号の調理員を置かないことができる。

一 更生施設の長

二 医師

三 生活指導員

四 作業指導員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 調理員

第四章 授産施設

(規模)

第十六条 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数の当該授産施設における利用者の総数のうちに占める割合を五十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第十七条 授産施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するところにより当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 作業室

二 食堂

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める設備

(職員の配置の基準)

第十八条 授産施設には、授産施設の長及び作業指導員を置かなければならない。

第五章 宿所提供的施設

(規模)

第十九条 宿所提供的施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供的施設は、被保護者の数の当該宿所提供的施設における利用者の総数のうちに占める割合を五十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第二十条 宿所提供的施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するところにより当該宿所提供的施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める設備

(職員の配置の基準)

第二十一条 宿所提供的施設には、宿所提供的施設の長を置かなければならない。

第六章 雜則

(規則への委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、救護施設等の設備及び運営の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第五十三号

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に關する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に關する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第一条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体の機能が低下している者その他の自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを受けさせ、食事の提供、入浴の準備その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生活することができることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つてサービスを提供するように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熟意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(配置、構造及び設備等の一般原則)

第三条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たつては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるように努めなければならない。

(設備の専用)

第四条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第五条 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第六条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第七条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるものほか、施設の運営についての重要な事項

(非常災害対策)

第八条 軽費老人ホームは、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、軽費老人ホームの記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備の基準)

第十条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の二に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかるわざ、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 談話室、娯楽室又は集会室

三 食堂

四 浴室

五 調理室

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 前三項に定めるものほか、軽費老人ホームの設備の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第十一条 軽費老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(いずれも入所者に対するサービスの提供に支障がないと認められるものに限る。)にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。

一 施設長

二 生活相談員

三 介護職員

四 栄養士

五 事務員

六 調理員その他軽費老人ホームの業務を行うために必要な職員

2 前項に定めるものほか、軽費老人ホームの職員の配置の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

(入所申込者等に対する説明等)

第十二条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の人所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めなければならない。

3 前二項に定めるものほか、軽費老人ホームの入所申込者等に対する説明等に關し必要な事項は、規則で定める。

(入所者)

第十三条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 身体の機能が低下している者その他の自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの

二 六十歳以上の者。ただし、特別な事情により配偶者、二親等内の親族等(六十歳以上の者に限る。)と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(利用料の受領)

第十四条 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定めるものに限る。)

二 食事に係る料料費

三 居住に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

四 居室及び共用部分に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスを提供したことについて必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供されるサービスのうち日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

(サービスの提供の方針)

第十五条 軽費老人ホームは、入所者が安心して生活することができるよう、当該入所者の心身の状況及び希望に応じたサービスを提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たつては、懇切丁寧を旨とし、当該入所者又はその家族に対し、サービスを提供する上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たつては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行つてはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(施設長の責務)

第十六条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、施設長の責務に關し必要な事項は、規則で定める。

(定員の遵守)

第十七条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(秘密保持等)

第十八条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十九条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講じるとともに、県、当該入所者の家族等に連絡をしなければならない。

3 前二項に定めるものほか、軽費老人ホームの事故発生の防止及び事故発生時の対応に關し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第二十条 この条例に定めるものほか、軽費老人ホームの設備及び運営の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過的軽費老人ホームの特例)

2 平成二十年六月一日前に設置された軽費老人ホームであつて知事が指定するもの(以下「経過的軽費老人ホーム」という。)の設備及び運営に関する基準のうち、第十条、第十二条及び第十四条の規定に係るものについては、これらの規定にかかわらず、次項から附則第九項までに定めるところによる。

3 経過的軽費老人ホームは、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

4 経過的軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。

5 経過的軽費老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該経過的軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室

三 医務室

四 前二号に掲げるものほか、規則で定める設備

6 経過的軽費老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する経過的軽費老人ホームにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。

一 施設長

二 看護師又は准看護師

三 医師

四 調理員

五 前各号に掲げるものほか、規則で定める職員

7 前項に定めるものほか、経過的軽費老人ホームの職員の配置の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

8 経過的軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他的事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定めるものに限る。)

二 食事に係る材料費

三 居室及び共用部分に係る光熱水費

四 入所者が選定する特別なサービスを提供したことにより必要となる費用

五 前各号に掲げるものほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適當と認められるもの

9 附則第二項から前項までに定めるものほか、経過的軽費老人ホームの設備及び運営の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

秋田県条例第五十四号

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定

めるものとする。

(基本方針)

第一条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行つ者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(配置、構造及び設備の一般原則)

第三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第四条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に一年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第六条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者の処遇の内容

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(非常災害対策)

第八条 養護老人ホームは、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、養護老人ホームの記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(規模)

第十条 養護老人ホームは、二十人以上（特別養護老人ホームに併設するものにあっては、十人以上）の人員を入所させるところができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十一条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の一に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の二に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とするることを要しない。

3 養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するところにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けない

ことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 医務室
- 七 調理室
- 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

- 4 前二項に定めるものほか、養護老人ホームの設備の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
(職員の配置の基準)

第十二条 養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第七号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活相談員
- 四 支援員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員、事務員その他養護老人ホームの業務を行うために必要な職員

- 2 前項に定めるものほか、養護老人ホームの職員の配置の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
(処遇の方針)

第十三条 養護老人ホームは、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該入所者の心身の状況及び希望に応じ、当該入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 5 養護老人ホームは、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(施設長の責務)

第十四条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、施設長の責務に關し必要な事項は、規則で定める。
(生活相談員の責務)

第十五条 生活相談員は、処遇計画を作成し、これに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、生活相談員の責務に關し必要な事項は、規則で定める。
(秘密保持等)

第十六条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十七条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずることともに、市町村、当該入所者の家族等に連絡をしなければならない。
3 前二項に定めるものほか、養護老人ホームの事故発生の防止及び事故発生時の対応に關し必要な事項は、規則で定める。
(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるものほか、養護老人ホームの設備及び運営の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第五十五号

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 設備及び運営に関する基準(第二条—第十七条)
- 第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第十八条—第二十四条)
- 第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第二十五条—第二十八条)
- 第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第二十九条—第三十一条)
- 第六章 雜則(第三十二条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第一条 特別養護老人ホーム(第十八条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホーム、第二十五条第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム及び第二十九条第一項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この章において同じ。)は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熟意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うように努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ及び食事の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるこことを目指すものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(配置、構造及び設備の一般原則)

第三条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第四条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第五条 特別養護老人ホームの長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、入所者の日常生活に必要な身体の機能の改善又は減退の防止のための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める場合における介護職員及び看護師又は准看護師(規則で定めるものに限る。)以外の職員である場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容及び費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるものほか、施設の運営についての重要な事項

(非常災害対策)

第八条 特別養護老人ホームは、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、特別養護老人ホームの記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(設備の基準)

第十条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこことにより当該特別養護老人ホームの効率的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室

三 食堂

四 浴室

五 医務室

六 調理室

七 機能訓練室

八 前各号に掲げるものほか、規則で定める設備

4 前二項に定めるものほか、特別養護老人ホームの設備の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第十一条 特別養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効率的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第六号の栄養士を置かないことができる。

一 特別養護老人ホームの長

二 医師

三 生活相談員

四 介護職員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 機能訓練指導員

八 調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員

2 前項に定めるものほか、特別養護老人ホームの職員の配置の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

(処遇の方針)

第十二条 特別養護老人ホームは、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入所者の心身の状況及び希望に応じ、当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、当該入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとなりないように配慮して行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たつては、懇切丁寧を旨とし、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たつては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(介護)

第十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、当該入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、特別養護老人ホームの介護に關し必要な事項は、規則で定める。

(特別養護老人ホームの長の責務)

第十四条 特別養護老人ホームの長は、当該特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、特別養護老人ホームの長の責務に關し必要な事項は、規則で定める。

(定員の遵守)

第十五条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(秘密保持等)

第十六条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十七条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、当該入所者の家族等に連絡をしなければならない。

3 前二項に定めるものほか、特別養護老人ホームの事故発生の防止及び事故発生時の対応に關し必要な事項は、規則で定める。

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に關する基準

(基本方針)

第十八条 ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニット(少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための設備をいう。)により一體的に構成される設備をいう。以下同じ。)に入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下この章において同じ。)は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者に対するサービスの提供に關する計画に基づき、当該入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置き入居後の生活に配慮するとともに、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的關係を築き自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

第十九条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に關する規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対するサービスの提供の内容及び費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 前各号に掲げるものほか、施設の運営についての重要な事項

(設備の基準)

第二十条 ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附屬の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する二階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に対するサービスの提供に支障

がないときは、次に掲げる設備(第一号に掲げるものを除く。)の一部を設けないことができる。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 病務室
- 四 調理室

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

- 4 前二項に定めるものほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
(サービスの提供の方針)

第二十一条 入居者に対するサービスの提供は、当該入居者がその有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、当該入居者に対するサービスの提供に関する計画に基づき、当該入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、各ユニットにおいて当該入居者がそれぞれの役割を持つ生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 入居者に対するサービスの提供は、当該入居者の私生活を尊重して行われなければならない。

- 4 入居者に対するサービスの提供は、当該入居者の自立した生活を支援することを基本として、当該入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況及び希望を常に把握し適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又はその家族に対し、当該サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第二十二条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するように、当該入居者の心身の状況及び希望に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、当該入居者がその心身の状況及び希望に応じ、それぞれの役割を持つように適切に支援しなければならない。

- 3 前二項に定めるものほか、ユニット型特別養護老人ホームの介護に關し必要な事項は、規則で定める。

(定員の遵守)

第二十三条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(準用)

第二十四条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十七条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて適用する。

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第二十五条 地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が一十九人以下の特別養護老人ホーム(第二十九条第一項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)をいう。以下この章において同じ。)の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する一階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 地域密着型特別養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室

三 食堂

- 四 浴室
- 五 医務室
- 六 調理室
- 七 機能訓練室
- 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 前二項に定めるものほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
(職員の配置の基準)

第二十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 地域密着型特別養護老人ホームの長
- 二 医師
- 三 生活相談員
- 四 介護職員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 機能訓練指導員
- 八 調理員、事務員その他の地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員

2 前項に定めるものほか、地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
(介護)

第二十七条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、当該入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、地域密着型特別養護老人ホームの介護に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第二十八条 第二条から第九条まで、第十二条及び第十四条から第十七条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第二十九条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備(第一号に掲げるものを除く。)の一部を設けないことができる。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 前二項に定めるものほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
(介護)

第三十条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を保き自律的な日常生活を営むことを支援するように、当該入居者の心身の状況及び希望に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、当該入居者がその心身の状況及び希望に応じ、それぞれの役割を持つて行うように適切に支援しなければならない。

3 前二項に定めるものほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第三十一条 第二条から第六条まで、第八条、第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第二十三条及び第二十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて適用する。

第六章 雜則

(規則への委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十五年四月一日以前に老人福祉法第十五条の規定により設置された特別養護老人ホームであつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号)による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二年厚生省令第四十六号)第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもののうち、介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設であるもの(以下単に「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。)については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十項までの規定によることができる。

3 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ当該入居者に対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては第十八条に、それ以外の部分にあつては第二条に定めるところによる。

4 一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 ユニット部分の入居者に対するサービスの提供の内容及び費用の額

六 ユニット部分以外の部分の入所者に対するサービスの提供の内容及び費用の額

七 施設の利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要な事項

5 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第二十条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室その他規則で定める設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

6 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの提供の方針は、ユニット部分にあつては第二十一条に、それ以外の部分にあつては第二十二条に定めるところによる。

7 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第二十二条に、それ以外の部分にあつては第二十三条に定めるところによる。

8 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあつては第二十三条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。

9 第二条から第六条まで、第八条、第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十七条の規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

10 附則第一項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する事項は、規則で定める。

秋田県条例第五十六号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第三条―第十八条)

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準(第十九条―第二十三条)

第三章 訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第二十四条―第三十四条)

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二十五条―第三十八条)

第四章 訪問看護(第三十九条―第五十条)

第五章 訪問リハビリテーション(第五十一条―第五十八条)

第六章 居宅介護支援管理指導(第五十九条―第六十六条)

第七章 通所介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第六十七条 第七十七条)
第二節 指定療養所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (第七十八条 第八十八条)
第三節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第八十九条 第九十二条)
第八章 通所リハビリテーション (第九十三条 第百条)
第九章 短期入所生活介護
第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第一百一条 第百四十四条)
第二節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (第一百十五条 第百二十二条)
第三節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第一百二十三条 第百二十八条)
第十章 短期入所療養介護
第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第一百二十九条 第百三十八条)
第二節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (第一百二十九条 第百四十六条)
第十一章 特定施設入居者生活介護
第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第一百四十七条 第百五十九条)
第二節 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (第一百六十条 第百六十八条)
第十二章 福祉用具販売
第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第一百六十九条 第百七十七条)
第二節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第一百七十八条・第一百七十九条)
第十三章 特定福祉用具販売 (第一百八十条 第百八十六条)
第十四章 雜則 (第八十七条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第二百一十二号)以下「法」という。)第四十一条第一項第一号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
(一般原則)
第二条 指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の指定居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
第三章 訪問介護
第一節 人員、設備及び運営に関する基準
(基本方針)
第三条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の事業は、利用者が、要介護状態となつた場合においても、可能な限りその居宅において、当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。
(従業者)
第四条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに、訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百一二号)第三条第一項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。)を置かなければならない。
2 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他知事が定める者であつて、車ら指定訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合には、規則で定める事業所の職務に従事することができる。
4 前三項に定めるものほか、指定訪問介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。
5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十七号)以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第四条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第三条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第四条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことを

もつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の専従)

第五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第六条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十五条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問介護の内容及び手続の説明及び同意に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定訪問介護の提供の拒否の禁止)

第八条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(居宅サービス計画に沿った指定訪問介護の提供)

第九条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第二十六号）第六十四条第一号への居宅サービス計画及び同号二の計画を含む。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費（同条第一項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料（居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額（同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定訪問介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定訪問介護の提供の方針)

第十二条 利用者に対する指定訪問介護の提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該指定訪問介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(同居の家族に対する指定訪問介護の提供の禁止)

第十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。

(緊急時の対応)

第十四条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問介護事業所の管理者の責務に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時における対応方法

七 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(秘密保持等)

第十六条 指定訪問介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画(法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成のために同計画の原案に位置付けた同項の指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)その他利用者の介護に係る会議において、当該利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、当該利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならぬ。

(事故発生時の対応)

第十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずることとともに、市町村、当該利用者の家族等及び当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問介護事業者の事故発生時の対応に關し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第十八条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第十九条 基準該当居宅サービス(法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。以下同じ。)に該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行つ者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行つ事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに、訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令第三条第一項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。)を置かなければならぬ。

2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第十九条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の事從)

第二十条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、専らその職務に從事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に從事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に從事させることができる。

(設備及び備品)

第二十一条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行つために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する設備及び備品に關する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居の家族に対する基準該当訪問介護の提供の制限)

第二十二条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該同居の家族である利用者に対する訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 前項に定めるものほか、同居の家族に対する基準該当訪問介護の提供の制限に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第二十三条 第二条、第七条から第九条まで、第十一条及び第十三条から第十八条までの規定は、基準該当訪問介護の事業について適用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第二十二条において準用する第十五条各号」と読み替えるものとする。**第三章 訪問入浴介護****第一節 人員、設備及び運営に關する基準**

(基本方針)

第二十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、利用者が、要介護状態となつた場合においても、可能な限りその居宅において、当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該利用者の居宅における入浴の援

助を行つことにより当該利用者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持を図るものでなければならない。

（從業者）

第二十五条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、規則で定めることにより、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、指定訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二十五条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第二十四条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第二十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者の専従）

第二十六条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

（設備及び備品）

第二十七条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備及び備品を設けなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第二十七条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第二十八条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定訪問入浴介護事業者の利用料等の受領に際し必要な事項は、規則で定める。

（指定訪問入浴介護の提供の方針）

第二十九条 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該利用者の状態に応じ、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（緊急時の対応）

第三十条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、主治の医師又はあらかじめ指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第三十一条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務に際し必要な事項は、規則で定める。

（運営規程）

第三十二条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時における対応方法

八 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

（記録の整備）

第三十三条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問入浴介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第三十四条 第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第二十二条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第三十五条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行なう者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行なう事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、基準該当訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員を置かなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすとともに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の事従)

第三十六条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに、車らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第三十七条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行なうために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備及び備品を設けなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二十七条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第三十八条 第七条から第九条まで、第十六条、第十七条、第二十四条及び第二十九条から第三十二条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第二十八条において準用する第三十二条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第三十五条第一項に規定する看護師又は准看護師及び介護職員」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(基本方針)

第三十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、利用者が、要介護状態となつた場合においても、可能な限りその居宅において、当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持又は回復を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四十条 指定訪問看護の事業を行なう者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行なう事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を置かなければならない。

一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。） 次に掲げる従業者

(一) 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

(二) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所 指定訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項第一号(一)の看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第四十条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第二十九条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第四十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）に該当する定期巡回・随时対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護」という。）の事業を行なう者（以下「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、法第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき当該事業所の所在地の市町村が定める条例に規定する基準（指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業を行なう事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。）を満たすこと（次項の規定により第一

項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなされている場合を除く。)をもつて、第一項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者(以下「指定複合型サービス事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、法第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき当該事業所の所在地の市町村が定める条例に規定する基準(指定複合型サービスの事業を行う事業所に置くべき看護職員に係る部分に限る。)を満たすこと(前項の規定により第一項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなされている場合を除く。)をもつて、第一項に規定する基準(看護職員に係る部分に限る。)を満たしているものとみなすことができる。

（管理者の事従）

第四十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合には、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

2 前項の管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

3 第一項の管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

（設備及び備品）

第四十二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所又は施設がある場合には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 病院又は診療所である指定訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、利用者に対する指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第四十二条第一項又は第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第四十三条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定訪問看護事業者の利用料等の受領に際し必要な事項は、規則で定める。

（指定訪問看護の提供の方針）

第四十四条 利用者に対する指定訪問看護の提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（主治の医師との関係）

第四十五条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるように必要な管理をしなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問看護事業所の主治の医師との関係に際し必要な事項は、規則で定める。

（同居の家族に対する指定訪問看護の提供の禁止）

第四十六条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、当該看護師等の同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時の対応）

第四十七条 看護師等は、現に指定訪問看護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行うとともに、直ちに、主治の医師への連絡を行い指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第四十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時における対応方法

七 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第四十九条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問看護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第五十条 第七条から第九条まで、第十六条、第十七条及び第三十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第四十八条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第五章 訪問リハビリテーション

(基本方針)

第五十一条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第五十二条 指定訪問リハビリテーションの事業を行つ者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)に、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を置かなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第五十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第五十一条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第五十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第五十三条 指定訪問リハビリテーション事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画並びに指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所又は介護老人保健施設でなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第五十三条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第五十四条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定訪問リハビリテーション事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定訪問リハビリテーションの提供の方針)

第五十五条 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該指定訪問リハビリテーションの提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第五十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第五十七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定訪問リハビリテーション事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第五十八条 第七条から第九条まで、第十六条、第十七条及び第三十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合に

において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第五十六条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第五十二条第一項に規定する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う指定居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う指定居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な当該利用者に対し、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況及び置かれている環境を把握し、これらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより当該利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(従業者)

第六十条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者を置かなければならない。

- 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者
 - (一) 医師又は歯科医師
 - (二) 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師
- 三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第四十条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員
- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導事業者が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第六十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第六十一条 指定居宅療養管理指導事業所は、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な区画並びに指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等でなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第六十二条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、指定居宅療養管理指導事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定居宅療養管理指導の提供の方針)

第六十三条 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、計画的に行わなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第六十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第六十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定居宅療養管理指導事業者の記録の整備に関する必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第六十六条 第七条から第九条まで、第十六条、第十七条及び第二十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第六十四条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第六十条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第六十七条 指定居宅サービスに該当する通所介護(第七十八条第一項に規定する指定療養通所介護を除く。以下この節において「指定通所介護」という。)の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、当該利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第六十八条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)とともに、次に掲げる指定通所介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

一 生活相談員

二 看護師又は准看護師

三 介護職員

四 機能訓練指導員

2 前項第一号の生活相談員又は同項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定通所介護事業所の従業者に関する必要な事項は、規則で定める。

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第六十七条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十八条第一項から第二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の事従)

第六十九条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第七十条 指定通所介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

一 食堂

二 機能訓練室

三 静養室

四 相談室

五 事務室

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合には、この限りでない。

3 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項及び第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第七十一条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支拂われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支拂を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定通所介護事業者の利用料等の受領に関する必要な事項は、規則で定める。

(指定通所介護の提供の方針)

第七十一条 利用者に対する指定通所介護の提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該指定通所介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(運営規程)

第七十二条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定通所介護の利用定員（指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者）の数の上限をいう。次条において同じ。）

五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時における対応方法

九 非常災害対策

十 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要事項

(定員の遵守)

第七十三条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護を提供してはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十四条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七十五条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるものほか、指定通所介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第七十六条 第七条から第九条まで、第十三条、第十六条、第十七条及び第二十一条の規定は、指定通所介護の事業について適用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第七十三条各号」と、同項及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「第六十八条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第一節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第七十七条 指定療養通所介護（指定居宅サービスに該当する通所介護のうち、重度の要介護者又は介護保険法施行令第二条第一号に掲げるがんの患者であつて、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものに対し、その心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容その他の必要な事項を記載した計画に基づき、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの）の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより当該利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たつては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
(従業者)

第七十八条 指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに、指定療養通所介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員（以下「療養通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。
(管理者の専従)

第八十条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

2 前項の管理者は、看護師でなければならない。

3 第一項の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(利用定員)

第八十一条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第八十六条において同じ。）を九人以下とする。

(設備及び備品)

第八十二条 指定療養通所介護事業所には、規則で定めるところにより指定療養通所介護を提供する専用の部屋を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、事ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合には、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第八十三条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第八十六条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、次条第一項に規定する緊急時の対応策、主治の医師その他規則で定める重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定療養通所介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(緊急時の対応策)

第八十四条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護を提供しているときに利用者の病状の急変が生じた場合に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下「緊急時の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時の対応策について、利用者及びその家族に対し十分に説明し、当該利用者及びその家族が安心して指定療養通所介護を利用できるように配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護を提供しているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時の対応策に基づき、直ちに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図り、当該利用者の心身の状況に応じて緊急時の対応策を変更するものとする。

5 第二項の規定は、前項の規定による緊急時の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第八十五条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定療養通所介護事業所の管理者の責務に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第八十六条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定療養通所介護の利用定員

五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第八十七条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定療養通所介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第八十八条 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の規定は、指定療養通所介護の事業について適用する。

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第八十九条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに、次

に掲げる基準該当通所介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

- 一 生活相談員
- 二 看護師又は准看護師
- 三 介護職員
- 四 機能訓練指導員

2 前項に定めるものほか、基準該当通所介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

3 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第七十八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の専従)

第九十条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第九十一条 基準該当通所介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

- 一 食事を行う場所
- 二 機能訓練を行う場所
- 三 静養のための場所
- 四 生活相談のための場所
- 五 事務連絡のための場所

2 前項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合には、この限りでない。

3 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項及び第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第九十二条 第七条から第九条まで、第十三条、第十六条、第十七条、第二十一条、第六十七条及び第七十二条から第七十六条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第九十二条において準用する第七十二条各号」と、同項及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「第八十九条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第八章 指定通所リハビリテーション

(基本方針)

第九十三条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりリハビリテーションを提供することにより、当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第九十四条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を置かなければならない。

- 一 医師
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- 三 看護師又は准看護師
- 四 介護職員

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定通所リハビリテーション事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第八十三条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第八十二条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十三条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第九十五条 指定通所リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより指定通所リハビリテーションを提供する専用の部屋を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションの提供に必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第八十四条第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの提供の方針)

第九十六条 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該指定通所リハビリテーションの提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理の代行)

第九十七条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができる。

2 前項に定めるものほか、指定通所リハビリテーション事業所の管理の代行に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第九十八条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定通所リハビリテーションの利用定員（指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者（指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者）の数の上限をいう。）

五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第九十九条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定通所リハビリテーション事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第一百条 第七条から第九条まで、第十二条、第十六条、第十七条、第七十一条、第七十四条及び第七十五条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について適用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第九十八条各号」と、同項及び第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「第九十四条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第一百一条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（第百十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護を除く。以下この節において「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、当該利用者の心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第一百二条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。

一 医師

二 生活相談員

三 看護師又は准看護師

四 介護職員

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める従業者

- 2 前項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の従業者に関する必要な事項は、規則で定める。
- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第九十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護事業者（以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十一条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者の事従）

第百三条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

（利用定員等）

第百四条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。次条及び第百十二条において同じ。）の数の上限をいう。次項、第百十二条及び第百十二条において同じ。）を二十人以上とし、指定短期入所生活介護を提供する専用の居室を設けなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行つものにあっては、この限りでない。

2 指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの）の利用定員を二十人以上とするときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの指定短期入所生活介護事業所の利用定員をこれぞ二十人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十三条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品）

第百五条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する二階建で又は平屋建での指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建での指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、規則で定めることにより次に掲げる設備を設けるほか、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の遭遇に支障がない場合には、第一号の居室、第六号の静養室その他規則で定める設備を除き、次に掲げる設備を設けないことができる。

一 居室

二 食堂

三 機能訓練室

四 浴室

五 医務室

六 静養室

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合においては、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の

処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、当該併設本体施設の前項各号（第一号を除く。）に掲げる設備を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

5 前条第一項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所は、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を設けることで足りるものとする。

6 前各項に定めるものほか、指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品に關し必要な事項は、規則で定める。

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十四条第一項から第六項までに規定する設備及び備品に關する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(内容及び手続の説明及び同意)

第百六条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第一百十一条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するに認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容、利用期間その他のサービスの提供に關する事項について利用申込者の同意を得なければならない。

(利用料等の受領)

第百七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定短期入所生活介護の提供の方針)

第百八条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえた日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、規則で定める指定短期入所生活介護に關する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 前各項に定めるものほか、指定短期入所生活介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第百九条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定短期入所生活介護事業者の介護に關し必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第百十条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第百十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項（第一百四条第一項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、第三号に掲げるものを除く。）に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時における対応方法

八 非常災害対策

九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第百十一条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 第百四条第一項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 前号の指定短期入所生活介護事業所以外の指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(記録の整備)

第百十三条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定短期入所生活介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第百十四条 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第二十一条及び第七十五条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。

第一節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

〔基本方針〕

第百十五条 ユニット型指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護であつて、その全部においてユニット(少數の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための設備をいう。)により一体的に構成される設備をいう。以下この節並びに附則第三項及び第九項において同じ。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用中の生活に配慮することとともに、各ユニットにおいて当該利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、当該利用者の心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

〔設備及び備品〕

第百十六条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行つ者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行つ事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する一階建で又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、第一号から第四号までに掲げる設備を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 医務室

四 前二号に掲げるものほか、規則で定める設備

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設ユニット型事業所(特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。)である場合においては、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、前項の規定にかかわらず、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号(第一号を除く。)に掲げる設備をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に併用することができる。

6 前各項に定めるものほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品に關し必要な事項は、規則で定める。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第百六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第百五条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百六条第一項から第六項までに規定する設備及び備品に關する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第百十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該ユニット型指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。
(ユニット型指定短期入所生活介護の提供の方針)

第百十八条 利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供は、当該利用者がその有する能力に応じ自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自的な日常生活を営むことができるようするため、当該利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供は、各ユニットにおいて当該利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供は、当該利用者の私生活を尊重して行われなければならない。

- 4 利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供は、当該利用者の自立した生活を支援することを基本として、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況及び希望を常に把握し、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供するユニット型指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

- 8 前各項に定めるものほか、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。
(介護)

第百十九条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことを支援するよう、当該利用者の心身の状況及び希望に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、当該利用者の心身の状況及び希望に応じ、当該利用者がそれぞれの役割を持つて行つよう適切に支援しなければならない。

- 3 前二項に定めるものほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護に關し必要な事項は、規則で定める。
(運営規程)

第二百十条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項(第百六条第五項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。)に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員(ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。次条において同じ。)の数の上限をいう。以下この条及び次条において同じ。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員

五 ユニット型指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の送迎の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時における対応方法

九 非常災害対策

十 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項
(定員の遵守)

第二百十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所生活介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 第百六条第五項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

一一 前号のユニット型指定短期入所生活介護事業所以外のユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(準用)

第百二十二条 第百四条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について適用する。

2 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第三十一条、第七十五条、第百一条、第百二条、第百六条、第百十条及び第百十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百六条中「第百十一条各号」とあるのは「第百二十一条各号」と、同条及び第百十一条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百二十二条において適用する第百二一条第一項に規定する短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第百二十三条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)

第百二十四条 基準該当短期入所生活介護事業者は、規則で定めるところにより、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者を置かなければならぬ。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 生活相談員

二 看護師又は准看護師

三 介護職員

四 栄養士

五 機能訓練指導員

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める従業者

2 前項に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第百十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十五条第一項及び第二項に規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の事従)

第百二十五条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(利用定員等)

第百二十六条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者)の数の上限をいう。)を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護を提供する専用の居室を設けなければならない。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十七条第一項に規定する利用定員等に關する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第百二十七条 基準該当短期入所生活介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、基準該当短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合には、第二号から第六号までに掲げる設備を設けないことができる。

一 居室

二 食堂

三 機能訓練室

四 浴室

五 静養室

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

- 2 前項に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護事業所の設備及び備品の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
- 3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百八十八条第一項及び第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第一百一十八条 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第三十一条、第七十五条、第一百一条、第百六条及び第百八条から第百十三条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百六条中「百二十二条各号」とあるのは「百二十二条各号」こと、同条及び第百十条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「百二十四条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第一百一十九条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（第百二十九条に規定するユニット型指定短期入所療養介護を除く。以下この節において「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならぬ。

(従業者)

第一百二十条 指定短期入所療養介護の事業を行つ者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行つ事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）につき、介護職員その他の規則で定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二十二条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第百二十二条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第一百三十二条 指定短期入所療養介護事業所には、規則で定めるところにより、機能訓練室その他の規則で定める設備を設けなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第一百三十二条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定短期入所療養介護の提供の方針)

第一百三十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他当該利用者の心身の状況を踏まえた指定短期入所療養介護の提供を適切に行わなければならない。

- 2 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、規則で定める指定短期入所療養介護に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に当たつては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

- 4 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 5 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、指定短期入所療養介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第一百三十四条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、当該利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護に関する必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第百三十五条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第百三十六条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

- 一 介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十号）第二十二条第一項の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二 療養病床（医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第七条第一項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第一項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数

三 診療所（前号に係るものと除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(記録の整備)

第百三十七条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるものほか、指定短期入所療養介護事業者の記録の整備に関する必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第百三十八条 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第二十一条、第七十五条及び第二百六条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百六条中「第二百十一条各号」とあるのは「第二百三十五条各号」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「第二百三十条第二項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百三十九条 ユニット型指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護であつて、その全部においてユニット（少數の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための設備をいう。）により一体的に構成される設備をいう。以下この節及び附則第十五項において同じ。））に利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものとし、以下同じ。）の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用中の生活に配慮することとともに、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより並びに各ユニットにおいて当該利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、当該利用者の心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備)

第百四十条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）には、規則で定めるところにより、機能訓練室その他の規則で定める設備を設けなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二百三十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第二百三十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防サービス等基準条例第二百三十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二百三十二条第一項に規定する

項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第百四十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該ユニット型指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(ユニット型指定短期入所療養介護の提供の方針)

第百四十三条 利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護の提供は、利用者がその有する能力に応じ自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようするため、当該利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護の提供は、各ユニットにおいて当該利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護の提供は、当該利用者の私生活を尊重して行われなければならない。

4 利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護の提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況及び希望を常に把握し、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供するユニット型指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

8 前各項に定めるものほか、ユニット型指定短期入所療養介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百四十四条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するよう、当該利用者の病状並びに心身の状況及び希望に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、当該利用者がその病状並びに心身の状況及び希望に応じそれぞれの役割を持つて行うように、適切に支援しなければならない。

3 前一項に定めるものほか、ユニット型指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第百四十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット型指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第百四十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一體的に運営されている場合を除く）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第一十条第一項のユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設（秋田県指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十一号）第十九条第一項のユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者

の数

(準用)

第百四十六条 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第三十一条、第七十五条、第一百六条、第一百二十条及び第一百二十七条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百六条中「第一百一条各号」とあるのは「第一百四十四条各号」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「第一百四十六条において準用する第一百三十条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百四十七条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(第百六十条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。以下この節において「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第八条第十一項の計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者(指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この節において同じ。)が要介護状態となつた場合でも、指定特定施設(特定施設であつて、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの)は、以下この節において同じ。)において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

(従業者)

第百四十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定特定施設ごとに、次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「特定施設従業者」という。)を置かなければならない。

- 一 生活相談員
- 二 看護師又は准看護師
- 三 介護職員
- 四 機能訓練指導員
- 五 計画作成担当者

2 前項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 第一項第二号の看護師又は准看護師及び同項第三号の介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護師又は准看護師のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

4 前二項に定めるものほか、指定特定施設の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

(管理者の事従)

第百四十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に從事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定特定施設の管理上支障がない場合には、当該指定特定施設における他の職務に從事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に從事させることができる。

(設備)

第百五十条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災による利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して指定特定施設入居者生活介護を提供するための室が確保されている場合にあつては第一号の一時介護室を、他に機能訓練を行つたために適當な広さの場所が確保されている場合にあつては第五号の機能訓練室を設けないことができる。

- 一 介護居室(指定特定施設入居者生活介護を提供するための専用の居室をいう。以下同じ。)
- 二 一時介護室(一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を提供するための室をいう。以下同じ。)
- 三 浴室
- 四 食堂
- 五 機能訓練室

六 前各号に掲げるものほか、規則で定める設備

4 前二項に定めるものほか、指定特定施設の設備に關し必要な事項は、規則で定める。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第百四十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特

定施設入居者生活介護（同条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業者が同一の施設において一體的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百四十三条规定第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第百五十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百五十七条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資するに認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定特定施設入居者生活介護の内容及び手続の説明及び契約の締結等に關し必要な事項は、規則で定める。
（指定特定施設入居者生活介護の提供）

第百五十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用するこを妨げてはならない。

3 前二項に定めるものほか、指定特定施設入居者生活介護の提供に關し必要な事項は、規則で定める。
（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第百五十四条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定特定施設入居者生活介護事業者の法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意に關し必要な事項は、規則で定める。
（利用料等の受領）

第百五十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者が利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定特定施設入居者生活介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。
（指定特定施設入居者生活介護の提供の方針）

第百五十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように認知症の状況その他の当該利用者の心身の状況を踏まえた日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

6 前各項に定めるものほか、指定特定施設入居者生活介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

（介護）

第百五十七条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定特定施設入居者生活介護事業者の介護に關し必要な事項は、規則で定める。
（運営規程）

第百五十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室の数
- 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時における対応方法

八 非常災害対策

九 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第百五十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定特定施設入居者生活介護事業者の記録の整備に関する必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第百五十九条 第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条及び第七十五条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは、「特定施設従業者」と読み替えるものとする。**第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

(基本方針)

第百六十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)のうち、指定特定施設(特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの)をいう。以下この節において同じ。)の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者(当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者)をいう。以下この節において同じ。)の安否の確認及び利用者の生活相談(以下「基本サービス」という。)並びに当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。)をいう。以下この節において同じ。)の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になつた場合においても、当該指定特定施設において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者)

第百六十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる生活相談員、介護職員及び計画作成担当者(以下この節において「特定施設従業者」という。)を置かなければならない。

2 前項の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

3 第一項の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

4 前二項に定めるものほか、指定特定施設の従業者に関する必要な事項は、規則で定める。

(管理者の専従)

第百六十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定特定施設の管理上支障がない場合には、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第百六十三条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関する専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災による利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設には、規則で定めるところにより居室、浴室その他規則で定める設備を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前二項に定めるものほか、指定特定施設の設備に関する必要な事項は、規則で定める。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第百五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(同条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百六十四条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百六十六条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資するし認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームへの入居に係るものを除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めなければならない。

3 前二項に定めるものほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び手続の説明及び契約の締結等に関する必要な事項は、規則で定める。

(受託居宅サービスの提供)

第百六十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供したこととは、当該受託居宅サービス事業者に、当該受託居宅サービスの提供の日時、時間、具体的なサービスの内容その他当該受託居宅サービスの提供に関する事項を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第百六十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室の数
- 四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 繁忙時における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第百六十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるものほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第百六十八条 第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第七十五条及び第百五十二条から第百五十五条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項及び第二項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第二十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百六十九条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び希望並びに当該利用者の置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助並びに取付け及び調整を行ふことを貸与することにより、当該利用者の日常生活上の便宜を図り当該利用者の機能訓練に資するとともに、当該利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第百七十条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、指定福祉用具貸与の事業と当該事業者の指定に係る事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、当該事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百六十五条规定第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）同項

二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百七十六条规定第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）同項

三 指定特定福祉用具販売事業者（第百八十一条规定第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。）同項
(管理者の事務)

第百七十二条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合には、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第百七十二条 指定福祉用具貸与事業者は、規則で定めるところにより福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を設けるほか、事業の運営を行うために必要な広さの区画並びに指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備又は器材を設けないことができる。

2 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第百六十四条规定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百六十七条规定第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第百七十三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定福祉用具貸与事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。
(指定福祉用具貸与の提供の方針)

第百七十四条 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供は、当該利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに当該利用者を介護する者の負担の軽減に資するように、当該福祉用具貸与の提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(運営規程)

第百七十五条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第百七十六条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定福祉用具貸与事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(専用)
(準用)

第百七十七条 第七条から第九条まで、第十六条、第十七条及び第三十一条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について適用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第百七十五条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第一節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第百七十八条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）に、福祉用具専門相談員を置かなければ

ばならない。

- 2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第百七十三条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

- 第百七十九条** 第七条から第九条まで、第十六条、第十七条、第三十一条、第百六十九条、第百七十二条、第百七十二条及び第百七十四条から第百七十六条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第百七十九条において準用する第百七十五条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

（基本方針）

- 第百八十一条** 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、利用者が要介護状態となつた場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び希望並びに当該利用者の置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項に規定する厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助並びに取付け及び調整を行なうことを販売することにより、当該利用者の日常生活上の便宜を図り当該利用者の機能訓練に資することともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者）

- 第百八十二条** 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）に、福祉用具専門相談員を置かなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、指定特定福祉用具販売の事業と当該事業者の指定に係る事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第百六十五条第一項
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第百七十六条第一項
- 三 指定福祉用具貸与事業者 第百七十二条第一項

（管理者の専従）

- 第百八十二条** 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合には、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

（設備及び備品）

- 第百八十三条** 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第百七十五条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百七十八条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（販売費用の額等の受領）

- 第百八十四条** 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項の現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、指定特定福祉用具販売事業者の販売費用の額等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

（記録の整備）

- 第百八十五条** 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、指定特定福祉用具販売事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

（準用）

- 第百八十六条** 第七条から第九条まで、第十六条、第十七条、第三十一条、第百七十四条及び第百七十五条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第百八十六条において読み替えて準用する第百七十五条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百七十四条第二項中「福祉用具を貸与しなければ」とあるのは「特定福祉用具を販売しなければ」と、第百七十五条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第十四章 雜則

（規則への委任）

- 第百八十七条** この条例に定めるものほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(一部ユニット型指定短期入所生活介護に関する経過措置)
 - 2 平成十五年四月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業を行っている事業所であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十三項までの規定によることができる。
 - 3 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等旧基準第百四十条の十四に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われる部分（次項から附則第十項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては第百十五条に、それ以外の部分にあつては第百一条に定めるところによる。
 - 4 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品は、ユニット部分にあつては第百十六条に、それ以外の部分にあつては第百五条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室その他規則で定める設備については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通する設備とすることができる。
 - 5 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行つる者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等旧基準第百六十五条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一體的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例附則第四項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - 6 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第百十七条に、それ以外の部分にあつては第百七条に定めるところによる。
 - 7 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の提供の方針は、ユニット部分にあつては第百十八条に、それ以外の部分にあつては第百八条に定めるところによる。
 - 8 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第百十九条に、それ以外の部分にあつては第百九条の定めるところによる。
 - 9 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第百十六条第五項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十五号）附則第二項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。）にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）に関する規程を定めておかなければならぬ。
- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分の利用定員（第百二十条第三号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第百四条第一項に規定する利用定員をいう。）
 - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員
 - 五 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 七 通常の送迎の実施地域
 - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
 - 九 緊急時における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項
 - 十二 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第百二十二条に、それ以外の部分にあつては第百二十二条に定めるところによる。
 - 十三 第百四条の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所について適用する。
 - 十四 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第二十二条、第七十五条、第百六条、第百十条及び第百十二条の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第百六条中「第百十二条各号」とあるのは、「附則第九項各号」と読み替えるものとする。

- 13 附則第一項から前項までに定めるものほか、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営の基準に関する必要な事項は、規則で定める。
(一部ユニット型指定短期入所療養介護に関する経過措置)
- 14 平成十七年十月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業を行っている事業所であつて、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十四項までの規定によることができる。
- 15 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十三に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われる部分（次項から附則第二十一項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては第百三十九条に、それ以外の部分にあつては第百一十九条に定めるところによる。
- 16 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備は、ユニット部分にあつては第百四十条に、それ以外の部分にあつては第百三十二条に定めるところによる。ただし、機能訓練室その他の規則で定める設備については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通する設備とすることができる。
- 17 一部ユニット型指定短期入所療養介護を行つ事業者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等旧基準第二百八十二条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等旧基準第二百六十二条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一括して運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例附則第十六項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 18 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第百四十二条に、それ以外の部分にあつては第百三十二条に定めるところによる。
- 19 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の提供の方針は、ユニット部分にあつては第百四十二条に、それ以外の部分にあつては第百三十三条に定めるところによる。
- 20 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第百四十三条に、それ以外の部分にあつては第百三十四条に定めるところによる。
- 21 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。
一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
五 通常の送迎の実施地域
六 施設の利用に当たつての留意事項
七 非常災害対策
八 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項
- 22 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第百四十五条に、それ以外の部分にあつては第百三十六条に定めるところによる。
- 23 第八条、第九条、第十六条、第十七条、第二十一条、第七十五条、第百六条及び第百三十七条の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について適用する。この場合において、第百六条中「第百十一条各号」とあるのは、「附則第二十一項各号」と読み替えるものとする。
- 24 附則第十四項から前項までに定めるものほか、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営の基準に関する必要な事項は、規則で定める。

秋田県条例第五十七号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 介護予防訪問介護
第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第三条～第十八条）
第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第十九条～第二十三条）

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第二十四条～第三十四条)

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第三十五条～第三十八条)

第四章 介護予防訪問看護(第三十九条～第五十条)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション(第五十一条～第五十八条)

第六章 介護予防居宅療養管理指導(第五十九条～第六十六条)

第七章 介護予防通所介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第六十七条～第七十七条)

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第七十八条～第八十一条)

第八章 介護予防通所リハビリテーション(第八十二条～第八十九条)

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第九十条～第一百四条)

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第一百五条～第一百十二条)

第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第一百四十四条～第一百四十九条)

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第一百二十条～第一百三十条)

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第一百三十二条～第一百三十九条)

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第一百四十条～第一百五十三条)

第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第一百五十四条～第一百六十二条)

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第一百六十四条～第一百七十二条)

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第一百七十三条～第一百七十四条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売(第一百七十五条～第一百八十二条)

第十四章 難則(第一百八十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)。以下「法」という。)第五十四条第一項第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の指定介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下「指定介護予防訪問介護」という。)の事業は、利用者の要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は利用者が要介護状態となることを予防し、当該利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように入浴、排せつ及び食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに、訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号)第二条第一項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。)を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他知事が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合には、規則で定める事業所の職務に従事することができる。

4 前三项に定めるものほか、指定介護予防訪問介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第四条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第二条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第四条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者の事務）

第五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

（設備及び備品）

第六条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行つたために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十四条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問介護の内容及び手続の説明及び同意に關し必要な事項は、規則で定める。

（指定介護予防訪問介護の提供の拒否の禁止）

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

（介護予防サービス計画に沿つた指定介護予防訪問介護の提供）

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（法第八条の一第十八項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成十二年厚生省令第三十六号）第八十三条の九第一号ハ及びニの計画を含む。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿つた指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービス（法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費（同条第一項に規定する介護予防サービス費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料（介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額（同条第一項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

（同居の家族に対する指定介護予防訪問介護の提供の禁止）

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供をさせなければならない。

（緊急時の対応）

第十二条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第十三条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問介護事業所の管理者の責務に關し必要な事項は、規則で定める。

（運営規程）

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時における対応方法
- 七 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項
（秘密保持等）

第十五条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に係る指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）が開催するサービス担当者会議（保健師その他の指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）に関する知識を有する指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）の職員が介護予防サービス計画（法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成のために同計画の原案に位置付けた同項の指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）その他利用者の介護に係る会議において、当該利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、当該利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならぬ。

（事故発生時の対応）

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、当該利用者の家族等及び当該利用者に係る指定介護予防支援事業者に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問介護事業者の事故発生時の対応に關し必要な事項は、規則で定める。

（記録の整備）

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

（指定介護予防訪問介護の提供の方針）

第十八条 利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供は、当該利用者の介護予防（法第八条の二第一項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するように、当該指定介護予防訪問介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、指定介護予防訪問介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者）

第十九条 基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第一号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）に、訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令第三条第一項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第十九条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者の事從）

第二十条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

（設備及び備品）

第二十一条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について

は、指定居宅サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居の家族に対する基準該当介護予防訪問介護の提供の制限)

第二十二条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 前項に定めるものほか、同居の家族に対する基準該当介護予防訪問介護の提供の制限に関する必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第二十三条 第二条、第七条から第九条まで及び第十一条から第十八条までの規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは、「第二十三条において適用する第十四条各号」と読み替えるものとする。

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第二十四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の居宅における入浴の支援を行うことにより当該利用者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持又は回復を図り、もって当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第二十五条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならない。

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第二十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第二十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第二十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の事務)

第二十六条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第二十七条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備及び備品を設けなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第二十七条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第二十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者の利用料等の受領に関する必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第二十九条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、主治の医師又はあらかじめ指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第三十条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者の責務に関する必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第三十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を

定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項
(記録の整備)

第三十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第三十三条 第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第三十二条各号」とし、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の提供の方針)

第三十四条 利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供は、利用者の介護予防に資するように、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。
- 3 前二項に定めるものほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第一節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第三十五条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員を置かなければならない。

- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第二十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の専従)

第三十六条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第三十七条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備及び備品を設けなければならない。

- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第三十八条 第七条から第九条まで、第十五条、第十六条、第二十四条、第二十九条から第三十一条まで及び第三十四条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第三十八条において準用する第三十二条各号」とし、「訪問介護員等」とあるのは「第三十五条第一項に規定する看護師又は准看護師及び介護職員」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

(基本方針)

第三十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の療養生活を支援するとともに、当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第四十条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を置かなければならぬ。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次に掲げる従業者

(一) 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

(二) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

二 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項第一号(一)の看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第四十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第三十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第四十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者の事従）

第四十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、事らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合には、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

2 前項の管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

3 第一項の管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

（設備及び備品）

第四十二条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所又は施設がある場合には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第四十二条第一項又は第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第四十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

（同居の家族に対する指定介護予防訪問看護の提供の禁止）

第四十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、当該看護師等の同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時の対応）

第四十五条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護を提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行うとともに、直ちに、主治の医師への連絡を行い指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第四十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時における対応方法

七 前各号に掲るものほか、事業の運営についての重要な事項

（記録の整備）

第四十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問看護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第四十八条 第七条から第九条まで、第十五条、第十六条及び第三十条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について適用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第四十六条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問看護の提供の方針)

第四十九条 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該指定介護予防訪問看護の提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護予防訪問看護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(主治の医師との関係)

第五十条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるように必要な管理をしなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問看護事業所の主治の医師との関係に關し必要な事項は、規則で定める。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

(基本方針)

第五十一条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、当該利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第五十二条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第五十一条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第五十一条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第五十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画並びに指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所又は介護老人保健施設でなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第五十三条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第五十四条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第五十五条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第五十六条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第五十七条 第七条から第九条まで、第十五条、第十六条及び第三十条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第五十五条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第五十二条第一項に規定する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の方針)

第五十八条 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

(基本方針)

第五十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況及び置かれている環境を把握し、これらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もって当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものなければならない。

(従業者)

第六十条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者を置かなければならない。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者

(一) 医師又は歯科医師

(二) 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第四十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第五十九条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第六十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第六十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な区画並びに指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等でなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第六十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第六十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項
- (記録の整備)

第六十四条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防居宅療養管理指導事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
- (準用)

第六十五条 第七条から第九条まで、第十五条、第十六条及び第二十条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第六十三条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第六十条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の提供の方針)

第六十六条 利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該指定介護予防居宅療養管理指導の提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。
- 3 前二項に定めるものほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第七章 介護予防通所介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第六十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第六十八条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)について、次に掲げる指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

- 一 生活相談員
- 二 看護師又は准看護師
- 三 介護職員
- 四 機能訓練指導員
- 2 前項第一号の生活相談員又は同項第二号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 3 前二項に定めるものほか、指定介護予防通所介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。
- 4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第六十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項から第三項までに規定する人員に關する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (管理者の事従)

第六十九条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第七十条 指定介護予防通所介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

- 一 食堂
- 二 機能訓練室
- 三 静養室
- 四 相談室
- 五 事務室
- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介

護の提供に支障がない場合には、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第七十条第一項及び第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第七十一条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防通所介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第七十二条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防通所介護の利用定員(指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者)の数の上限をいう。次条において同じ。)

五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時における対応方法

九 非常災害対策

十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第七十三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十四条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七十五条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防通所介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第七十六条 第七条から第九条まで、第十一条、第十五条、第十六条及び第三十条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について適用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第七十二条各号」と、同項及び第十二条中「訪問介護員等」とあるのは「第六十八条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所介護の提供の方針)

第七十七条 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該指定介護予防通所介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、主治の医師又は歯科医師と連携し、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護予防通所介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第七十八条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる基準該当介護予防通所介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

一 生活相談員

一二 看護師又は准看護師

二三 介護職員

三四 機能訓練指導員

2 前項に定めるものほか、基準該当介護予防通所介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

3 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第八十九条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の事従)

第七十九条 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第八十条 基準該当介護予防通所介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

一 食事を行う場所

二 機能訓練を行う場所

三 静養のための場所

四 生活相談のための場所

五 事務連絡のための場所

2 前項に規定する設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合には、この限りでない。

3 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第九十一条第一項及び第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第八十一条 第七条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十六条、第二十条、第六十七条、第七十二条から第七十五条まで及び第七十七条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第八十二条において準用する第七十二条各号」と、同項及び第十二条中「訪問介護員等」とあるのは「第七十八条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第八章 介護予防通所リハビリテーション

(基本方針)

第八十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供することにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もって当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第八十三条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)アリに、次に掲げる指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を置かなければならない。

一 医師

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

三 看護師又は准看護師

四 介護職員

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第九十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第九十三条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第九十四条第一項から第二項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第八十四条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより指定介護予防通所リハビリテーションを提供する専用の部屋

を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションの提供に必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第九十五条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理の代行)

第八十五条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができる。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理の代行に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第八十六条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員(指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者(指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者)の数の上限をいう。)

五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第八十七条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第八十八条 第七条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十六条、第七十一条、第七十二条及び第七十四条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第八十六条各号」と、同項及び第十二条中「訪問介護員等」とあるのは「第八十三条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供の方針)

第八十九条 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、主治の医師又は歯科医師と連携し、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第九十条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(第百五条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を除く。以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第九十一条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)とともに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。

一 医師

二 生活相談員

三 看護師又は准看護師

四 介護職員

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める従業者

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第百二条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者の事従）

第九十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に從事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に從事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に從事させることができる。

（利用定員等）

第九十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。次条及び第百条において同じ。）の数の上限をいう。次項、第九十九条及び第百条において同じ。）を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護を提供する専用の居室を設けなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行つものにあっては、この限りでない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの）を二十人以上とするときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員をそれぞれ二十人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百四条第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品）

第九十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する一階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合には、第一号の居室、第六号の静養室その他規則で定める設備を除き、次に掲げる設備を設けないことができる。

一 居室

二 食堂

三 機能訓練室

四 浴室

五 医務室

六 静養室

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合においては、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、当該併設本体施設の前項各号(第一号を除く。)に掲げる設備を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。
- 5 前条第一項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所は、第二項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を設けることで足りるものとする。
- 6 前各項に定めるものほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品に関し必要な事項は、規則で定める。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百五条第一項から第六項までに規定する設備及び備品に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第九十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第九十九条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する認める重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容、利用期間その他のサービスの提供に関する事項について利用申込者の同意を得なければならない。

(利用料等の受領)

第九十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(身体的拘束等の禁止)

第九十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第九十八条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第九十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項(第九十三条第二項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、第二号に掲げるものを除く。)に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第一百条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

- 一 第九十三条第一項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 前号の指定介護予防短期入所生活介護事業所以外の指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(記録の整備)

第百一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防短期入所生活介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第百二条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十条及び第七十四条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の提供の方針)

第百三条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供は、当該利用者の介護予防に資するよう、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、主治の医師又は歯科医師と連携し、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護予防短期入所生活介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第百四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防短期入所生活介護事業者の介護に關し必要な事項は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護であつて、その全部においてユニット(少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための設備をいう。)により一体的に構成される設備をいう。以下この節並びに附則第三項及び第七項において同じ。)により利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用中の生活に配慮するとともに、各ユニットにおいて当該利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備及び備品)

第百六条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する一階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、第一号から第四号までに掲げる設備を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 医務室

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設ユニット型事業所(特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。)である場合においては、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号(第一号を除く。)に掲げる設備をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

5 ユニット型特別養護老人ホーム(秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十五号)第十八条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入居者に利用されていない居室を利用してユニット型指定介護予防短期入所生活介護を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を設けることで足りるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品に關し必要な事項は、規則で定める。

7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百六十六条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第百五十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第百六十六条第一項から第六項までに規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第百七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

（運営規程）

第百八条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項（第百六条第五項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合には、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。次条において同じ。）の数の上限をいう。以下の条及び次条において同じ。）

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員

五 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の送迎の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時における対応方法

九 非常災害対策

十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

（定員の遵守）

第百九条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 第百六条第五項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 前号のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所以外のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第百十条 第九十三条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

2 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第三十条、第七十四条、第九十一条、第九十二条、第九十五条、第九十七条、第九十八条及び第一百一条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十九条各号」とあるのは「第百八条各号」と、同条及び第九十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百十条第一項において準用する第九十二条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項）

第百十一条 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供は、当該利用者がその有する能力に応じ自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、当該利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるように対応して行われなければならない。

3 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供は、当該利用者の私生活を尊重して行われなければならない。

（介護）

第百十二条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するように、利用者の心身の状況及び希

望に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の介護に關し必要な事項は、規則で定める。
 (準用)

第百十三条 第百二条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第百十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)

第百十五条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定めるところにより、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 生活相談員
- 二 看護師又は准看護師
- 三 介護職員
- 四 栄養士
- 五 機能訓練指導員
- 六 前各号に掲げるものほか、規則で定める従業者

- 2 前項に定めるものほか、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

- 3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第百二十二条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百二十四条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者の事従)

第百十六条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合には、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(利用定員等)

第百十七条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者)の数の上限をいう。)を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供する専用の居室を設けなければならない。

- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百二十六条第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第百十八条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合には、第一号から第六号までに掲げる設備を設けないことができる。

一 居室

二 食堂

三 機能訓練室

四 浴室

五 静養室

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

- 2 前項に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品に關し必要な事項は、規則で定める。
- 3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百一十七条第一項及び第二項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十九条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第三十条、第七十四条、第九十条、第九十五条、第九十七条から第一百一条まで、第一百三十三条及び第一百四十四条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第九十五条中「第九十九条各号」とあるのは「第一百九条において適用する第九十九条各号」とし、同条及び第九十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第一百五十五条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百二十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(第百三十二条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護を除く。以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより当該利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第百二十二条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、介護職員その他の規則で定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者を置かなければならぬ。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百三十条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第百一十九条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第百二十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、規則で定めるところにより、機能訓練室その他の規則で定める設備を設けなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第百二十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領に関する必要な事項は、規則で定める。

(身体的拘束等の禁止)

第百二十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第百二十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十号）第二十二条第一項の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二 療養病床（医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第七条第一項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第一項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数

三 診療所（前号に規定するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(記録の整備)

第百二十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防短期入所療養介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第百二十八条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十条、第七十四条及び第九十五条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について適用する。この場合において、第九十五条中「第九十九条各号」とあるのは「第二百二十五条各号」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第二百二十二条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の提供の方針)

第百二十九条 利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該指定介護予防短期入所療養介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、主治の医師又は歯科医師と連携し、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護予防短期入所療養介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百三十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、当該利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護に關し必要な事項は、規則で定める。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百三十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護であつて、その全部においてユニット（少數の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための設備をいう。）により一体的に構成される設備をいう。以下この節及び附則第十五項において同じ。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用中の生活に配慮するとともに、各ユニットにおいて当該利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより当該利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備)

第百三十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行つ者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行つ事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）には、規則で定めるところにより、機能訓練室その他の規則で定める設備を設けなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百四十条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指

定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第百三十九条に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。）の事業者が同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百四十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用料等の受領）

第百三十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領に関する必要な事項は、規則で定める。

（運営規程）

第百三十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項

（定員の遵守）

第百三十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項のユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設（秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十一号）第十九条第一項のユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第百三十六条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十条、第七十四条、第九十五条、第一百一十一条、第一百一十四条及び第一百一十七条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十九条各号」とあるのは「第百三十四条各号」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百三十六条において準用する第百一十二条第一項に規定する従業者」と読み替えるものとする。

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつての留意事項）

第百三十七条 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供は、当該利用者がその有する能力に応じ自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、当該利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供は、当該利用者の私生活を尊重して行われなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第百三十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、当該利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護に関する必要な事項は、規則で定める。

（準用）

第百三十九条 第百一十九条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百四十条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（第百五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この節において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第八条の二第十一項の計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この節において同じ。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）（以下この節において同じ。）において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

(従業者)

第百四十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

一 生活相談員

二 看護師又は准看護師

三 介護職員

四 機能訓練指導員

五 計画作成担当者

2 前項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 第一項第二号の看護師又は准看護師及び同項第三号の介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護師又は准看護師及び介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

4 前二項に定めるものほか、指定介護予防特定施設の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

(管理者の事従)

第百四十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、事らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合には、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第百四十三条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設には、規則で定めるところにより次に掲げる設備を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するための室が確保されている場合にあつては第二号の一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保されている場合にあつては第五号の機能訓練室を設けないことができる。

一 介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するための専用の居室をいう。以下同じ。）

二 一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するための室をいう。以下同じ。）

三 浴室

四 食堂

五 機能訓練室

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

4 前二項に定めるものほか、指定介護予防特定施設の設備に關し必要な事項は、規則で定める。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百四十七条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護（同条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百五十条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百四十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百四十九条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、介護予防特定施設従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 前二項に定めるものほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び手続の説明及び契約の締結等に關し必要な事項は、規則で定める。
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供)

第百四十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用するなどを妨げてはならない。
- 3 前二項に定めるものほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に關し必要な事項は、規則で定める。
(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百四十六条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意に關し必要な事項は、規則で定める。
(利用料等の受領)

第百四十七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。
(身体的拘束等の禁止)

第百四十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(運営規程)

第百四十九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第百五十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第百五十二条 第十五条、第十六条、第二十九条、第三十条及び第七十四条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十九条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の方針)

第百五十二条 利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、主治の医師又は歯科医師と連携し、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の

評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。

- 3 前二項に定めるものほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。
 (介護)

第一百五十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもつて行われなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の介護に關し必要な事項は、規則で定める。
 第一節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準
 (基本方針)

第一百五十四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）のうち、指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）の事業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者）の安否の確認及び利用者の生活相談（以下「基本サービス」という。）並びに当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下この節において同じ。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もつて当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。
 3 翁護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。
 (從業者)

第一百五十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる生活相談員、介護職員及び計画作成担当者（以下この節において「介護予防特定施設従業者」という。）を置かなければならぬ。

- 2 前項の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
 3 第一項の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
 4 前二項に定めるものほか、指定介護予防特定施設の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

(管理者の専従)

第一百五十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合には、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第一百五十七条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 3 指定介護予防特定施設には、規則で定めるところにより居室、浴室その他規則で定める設備を設けるほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
 4 前二項に定めるものほか、指定介護予防特定施設の設備に關し必要な事項は、規則で定める。
 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百六十条第二項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（同条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運用されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百六十三条第一項から第四項までに規定する設備に關する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百五十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、介護予防特定施設従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームへの入居に係るものを除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 前二項に定めるものほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び手続の説明及び契約の締結等に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第百五十九条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 前各号に掲ぐるものほか、事業の運営についての重要な事項

(記録の整備)

第百六十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項に定めるものほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第百六十二条 第十五条、第十六条、第二十九条、第三十条、第七十四条及び第一百四十五条から第百四十八条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について適用する。この場合において、第十五条第一項及び第二項中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第二十九条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(受託介護予防サービスの提供)

第百六十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるように必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供したときは、当該受託介護予防サービス事業者に、当該受託介護予防サービスの提供の日時、時間、具体的なサービスの内容その他当該受託介護予防サービスの提供に關する事項を文書により報告させなければならない。

(準用)

第百六十四条 第百五十二条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第百六十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び希望並びに当該利用者の置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十一項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助並びに取付け及び調整を行ふこれを貸与することにより、当該利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

(従業者)

第百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行つ者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、規則で定めるとおりにより、当該

事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)とともに、福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、指定介護予防福祉用具貸与の事業と当該事業者の指定に係る事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準条例第百七十一条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 同項
- 二 指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準条例第百八十二条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 同項

- 三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(第百七十六条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。) 同項
(管理者の専従)

第百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合には、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、規則で定めるところにより福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を設けるほか、事業の運営を行うために必要な広さの区画並びに指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を設けないことができる。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第百六十九条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第百七十二条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第百六十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防福祉用具貸与事業者の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。
(運営規程)

第百六十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要な事項
(記録の整備)

第百七十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護予防福祉用具貸与事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第百七十二条 第七条から第九条まで、第十五条、第十六条及び第二十条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第百六十九条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の提供の方針)

第百七十二条 利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供は、当該利用者の介護予防に資するよう、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供に係る目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。
- 3 前二項に定めるものほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第一節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第百七十三条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」とい

う。)の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具販売事業所」という。)に、福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 基準該当介護予防福祉用具販売の事業と基準該当福祉用具販売(指定居宅サービス等基準条例第百七十八条规定)に規定する基準該当福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業者が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百七十四条 第七条から第九条まで、第十五条、第十六条、第三十条、第百六十四条、第百六十六条、第百六十七条、第百六十九条、第百七十条及び第百七十二条の規定は、基準該当介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第百七十四条において準用する第百六十九条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(基本方針)

第百七十五条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び希望並びに当該利用者の置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法律第八条の二第十三項に規定する厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助並びに取付け及び調整を行いこれを販売することにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もって当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第百七十六条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)に、福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と当該事業者の指定に係る事業者が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第百七十条第一項
- 二 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第百八十二条第一項
- 三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第百六十五条第一項

(管理者の事務)

第百七十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合には、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(設備及び備品)

第百七十八条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売(指定居宅サービス等基準条例第百八十二条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。)の事業者が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百八十三条第一項に規定する設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(販売費用の額等の受領)

第百七十九条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第五十六条第三項の現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、指定特定介護予防福祉用具販売事業者の販売費用の額等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第百八十一条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定特定介護予防福祉用具販売事業者の記録の整備に關し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第百八十二条 第七条から第九条まで、第十五条、第十六条、第三十条及び第百六十九条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第百八十二条において読み替えて準用する第百六十九条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百六十九条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の提供の方針)

第百八十三条 利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供は、当該利用者の介護予防に資するように、当該指定特定介護予防福祉用具販売の提供に係る目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

- 3 前二項に定めるものほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

第十四章 難則

（規則への委任）

第一百八十三条 この条例に定めるものほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置）

- 2 平成二十三年九月一日以前に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行つてゐる事業所であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準（平成十八年厚生労働省令第二十五号。以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第一百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十三項までの規定によることができる。

- 3 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等旧基準第百六十五条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第百五条に、それ以外の部分にあつては第九十条に定めるところによる。

- 4 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品は、ユニット部分にあつては第百六条に、それ以外の部分にあつては第九十四条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室その他規則で定める設備については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一部の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通する設備とすることができる。

- 5 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準等の一部を改正する省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第一百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等旧基準第百四十条の十四に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等旧基準条例附則第四項に規定する設備及び備品に關する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 6 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第百七条に、それ以外の部分にあつては第九十六条に定めるところによる。

- 7 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第百六条第五項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に關する基準を定める条例附則第二項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。）にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分の利用定員（第八十条第三号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第九十三条第一項に規定する利用定員をいう。）

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員

五 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

七 通常の送迎の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時における対応方法

十 非常災害対策

十一 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要事項

- 8 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第百九条に、それ以外の部分にあつては第百条に定めるところによる。

- 9 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第一百十一条に定めるところによる。
- 10 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第一百十一条に、それ以外の部分にあつては第百四条に定めるところによる。
- 11 第九十二条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について適用する。
- 12 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十条、第七十四条、第九十五条、第九十七条、第九十八条、第一百一条及び第一百二条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について適用する。この場合において、第九十五条中「第九十九条各号」とあるのは、「附則第七項各号」と読み替えるものとする。
- 13 附則第二項から前項までに定めるものほか、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営並びに一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に關し必要な事項は、規則で定める。
(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する経過措置)
- 14 平成二十三年九月一日以前に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業を行っている事業所であつて、指定介護予防サービス等旧基準第二百八十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもの(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十四項までの規定によることができる。
- 15 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等旧基準第二百六十六条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)の基本方針は、ユニット部分に利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われる部分(次項から附則第二十一項までにおいて「ユニット部分」という。)にあつては第二百三十二条に、それ以外の部分にあつては第二百二十一条に定めるところによる。
- 16 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備は、ユニット部分にあつては第二百二十二条に、それ以外の部分にあつては第二百二十二条に定めるところによる。ただし、機能訓練室その他の規則で定める設備については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ同一の設備をもつてユニット部分及びそれ以外の部分に共通する設備とすることができる。
- 17 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等旧基準第二百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等旧基準第二百五十五条の十三に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例附則第十六条に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 18 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第二百三十二条に、それ以外の部分にあつては第二百二十三条に定めるところによる。
- 19 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 前各号に掲げるものほか、事業の運営についての重要事項
- 20 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第二百三十五条に、それ以外の部分にあつては第二百一十六条に定めるところによる。
- 21 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第二百三十七条に定めるところによる。
- 22 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第二百三十八条に、それ以外の部分にあつては第二百三十条に定めるところによる。
- 23 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十条、第七十四条、第九十五条、第二百一十四条、第二百一十七条及び第二百一十九条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十九条各号」とあるのは、「附則第十九項各号」と読み替えるものとする。
- 24 附則第十四項から前項までに定めるものほか、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営並びに一部ユニット型

指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

秋田県条例第五十八号

秋田県指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定める条例

(指定居宅サービス事業者の指定等の申請者に関する基準)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十条第一項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定及び指定の更新の申請者については、この限りでない。

(指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準)

第二条 法第八十六条第一項(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、三十人以上とする。

(指定介護予防サービス事業者の指定等の申請者に関する基準)

第三条 法第一百五十四条の二第二項第一号(法第一百五十四条の二において準用する法第七十条の二第四項の規定により準用される場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定及び指定の更新の申請者については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県条例第五十九号

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 人員、設備及び運営に関する基準(第二条―第十八条)

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(第十九条―第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第一条 指定介護老人福祉施設(第十九条第一項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この章において同じ。)は、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

第二条 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス(以下単に「指定介護福祉施設サービス」という。)を提供するよう努めなければならない。

第三条 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第三条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次に掲げる従業者ことに、規則で定める。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一 医師

二 生活相談員

三 介護職員

四 看護師又は准看護師

五 栄養士

六 機能訓練指導員

七 介護支援専門員

- 2 前項に定めるものほか、指定介護老人福祉施設の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。
(設備)

第四条 指定介護老人福祉施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 居室

二 静養室

三 食堂

四 浴室

五 医務室

六 機能訓練室

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める設備

- 2 指定介護老人福祉施設の設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 3 前二項に定めるものほか、指定介護老人福祉施設の設備に關し必要な事項は、規則で定める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第十二条各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護福祉施設サービスの内容及び手続の説明及び同意に關し必要な事項は、規則で定める。
(指定介護福祉施設サービスの提供の拒否の禁止)

第六条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(入所者等)

第七条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、当該入所申込者の介護の必要の程度、家族の状況及び居宅サービスの利用状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

(利用料等の受領)

第八条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額(同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるものほか、指定介護老人福祉施設の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。
(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)

第九条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入所者の心身の状況及び希望に応じた指定介護福祉施設サービスを適切に提供しなければならない。

- 2 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 6 前各項に定めるものほか、指定介護福祉施設サービスの提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第十条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護老人福祉施設の介護に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理者の専従)

第十一條 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設その他規則で定める施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第十二條 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護老人福祉施設の管理者の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第十三條 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるものほか、施設の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第十四條 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第十五條 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(秘密保持等)

第十六條 指定介護老人福祉施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業を行つ者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十七條 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、入所者の家族等に連絡をしなければならない。

3 前二項に定めるものほか、指定介護老人福祉施設の事故発生の防止及び事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の整備)

第十八條 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定介護老人福祉施設の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第十九條 ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設であつて、その全部においてユニット(少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための設備をいう。)により一体的に構成される設備をいう。以下同じ。)により、)に入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、当該入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置き入居後の生活に配慮するとともに、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業を行つ者、居宅サービス事業を行つ者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第二十条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

二 医務室

四 前二号に掲げるもののほか、規則で定める設備

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。
- 3 前二項に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備に関する必要な事項は、規則で定める。

(利用料等の受領)

第二十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス料の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領に関する必要な事項は、規則で定める。

(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)

第二十二条 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供は、当該入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、施設サービス計画に基づき、当該入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、当該入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供は、各ユニットにおいて当該入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供は、当該入居者の私生活を尊重して行われなければならない。

4 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供は、当該入居者の自立した生活を支援することを基本として、当該入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入居者の心身の状況及び希望を常に把握し適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

- 8 前各項に定めるもののほか、指定介護福祉施設サービスの提供の方針に関する必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第二十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するよう、当該入居者の心身の状況及び希望に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、当該入居者の状況及び希望に応じ、当該入居者がそれぞれの役割を持つて行うように適切に支援しなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の介護に関する必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第二十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たっての留意事項

七 非常災害対策

八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第二十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他

のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(準用)

第二十六条 第二条、第五条から第七条まで、第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について適用する。この場合において、第五条第一項中「第十三条各号」とあるのは、「第二十四条各号」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(規則への委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

3 平成十五年四月一日以前に法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二十九号）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）については、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十一項までの規定によることができる。

4 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第十九条に、それ以外の部分にあつては第二条に定めるところによる。

5 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第二十条に、それ以外の部分にあつては第四条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合には、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通する設備とすることができる。

6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第二十一条に、それ以外の部分にあつては第八条に定めるところによる。

7 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの提供の方針は、ユニット部分にあつては第二十二条に、それ以外の部分にあつては第九条に定めるところによる。

8 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニット部分にあつては第二十三条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。

9 一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

七 施設の利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要な事項

10 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第二十五条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。

11 第三条、第五条から第七条まで、第十一条、第二十一条及び第十五条から第十八条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九項各号」と読み替えるものとする。

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に關し必要な事項は、規則で定める。

秋田県条例第六十号

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第二条—第十九条）

第三章 ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第二十条—第二十八条）

第四章 雜則（第二十九条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健

施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(基本方針)

第一条 介護老人保健施設（第二十条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。以下この章及び附則第二項において同じ。）は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、当該入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業を行なう者、居宅サービス事業を行なう者、他の介護保健施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第三条 法第九十七条第一項の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに、規則で定める。

- 一 葉剤師
- 二 介護職員
- 三 支援相談員
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- 五 栄養士
- 六 介護支援専門員
- 七 調理員、事務員その他の介護老人保健施設の業務を行なうためには必要な従業者

2 前項に定めるものほか、介護老人保健施設の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。

(施設)

第四条 法第九十七条第一項の条例で定める施設（第二十条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 調理室
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める施設

2 前項各号に掲げる施設に關し必要な事項は、規則で定める。

3 第一項各号に掲げる施設は、事ら當該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第五条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第一条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とする。ただし、規則で定める要件に適合する一階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の二に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

二 前号に定めるものほか、規則で定める介護老人保健施設の構造設備の基準に適合する。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、規則で定める要件に適合する木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第十四条各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護保健施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 前項に定めるものほか、介護保健施設サービスの内容及び手続の説明及び同意に關し必要な事項は、規則で定める。

(介護保健施設サービスの提供の拒否の禁止)

第七条 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(入所者等)

第八条 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況及び病状並びに当該入所者の置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことが必要であると認められる者に対し、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、当該入所申込者の医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努めなければならない。
 (利用料等の受領)

第九条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスに係る施設サービス費用基準額（同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるものほか、介護老人保健施設の利用料等の受領に關し必要な事項は、規則で定める。

(介護保健施設サービスの提供の方針)

第十条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入所者の心身の状況及び希望を踏まえた介護保健施設サービスを適切に提供しなければならない。

2 入所者に対する介護保健施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その様様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 前各項に定めるものほか、介護保健施設サービスの提供の方針に關し必要な事項は、規則で定める。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十一條 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、当該入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 前項に定めるものほか、介護老人保健施設の看護及び医学的管理の下における介護に關し必要な事項は、規則で定める。

(管理者の専従)

第十二条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所その他規則で定める施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第十三条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

い。

2 前項に定めるものほか、介護老人保健施設の管理者の責務に關し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第十四条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 前各号に掲げるものほか、施設の運営についての重要な事項

(定員の遵守)

第十五条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第十六条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(秘密保持等)

第十七条 介護老人保健施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。